

青森県報

令和七年 (月曜日)	号外第九十八号
---------------	---------

目次

条例

○青森県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議事課) : 二

訓令

○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) : 三

議会

○青森県議会会議規則の一部を改正する規則 (議事課) : 五

人事委員会

○人事委員会規則七一六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則 (事務局) : 六

○人事委員会規則七一六五(宿日直手当)の一部を改正する規則 (同) : 七

○人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則 (同) : 七

公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (総務課局) : 八

条例

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十五日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県条例第六十七号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十六条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十六条の二第三項中「前条」の下に「（（代理人又は文書等による意見の陳述））」を加える。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

三

令

青森県訓令甲第114号

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のよハに定める。

令和七年十一月十五日

青森県知事 宮下宗一郎
各出先機関
府中一一般

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のよハに改正す。

第八条中「百分の五」を「六」に改め、「百分の五」を「六」に改め。

附則第六項中「209,000」を「217,300」、「219,500」を「227,800」、「227,500」を「235,900」、「239,700」を「248,600」に改め。

別表第一を次のよハに改め。

別表第二（第二条、第五条、附則第六項関係）

技能職等給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000	363,900
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300	364,700
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600	365,400
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800	366,100
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700	371,000

6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000

定年前
再任用
短時間
勤務員
の職員

57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600	279,600	315,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100	279,900	315,800
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600	280,200	316,100
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100	280,500	316,400
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500	280,700	316,600
62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000	280,900	316,800
63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500	281,200	317,100
64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000	281,400	317,400
65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,400	281,600	317,600
66	251,100	269,200	299,000	325,100	375,900	281,900	317,800
67	251,400	269,500	299,500	325,500	376,400	282,200	318,100
68	251,600	269,700	300,000	326,000	376,900	282,500	318,400
69	251,800	269,900	300,400	326,300	377,300	282,700	318,600
70	252,100	270,200	300,800	326,800	378,800	282,900	318,800
71	252,400	270,500	301,200	327,300	379,100	283,100	319,100
72	252,600	270,700	301,600	327,700	379,400	283,400	319,400
73	252,800	270,900	302,000	327,900	379,700	283,700	319,600
74	253,100	271,200	302,300	328,200	383,900	283,900	319,800
75	253,400	271,500	302,700	328,400	384,100	284,100	320,100
76	253,600	271,700	303,100	328,700	384,400	284,400	320,400
77	253,800	271,900	303,500	329,000	384,700	284,700	320,600
78	254,100	272,200	303,900	329,300	384,900	284,900	320,800
79	254,400	272,500	304,300	329,600	385,100	285,100	321,000
80	254,600	272,700	304,700	329,800	385,400	285,400	321,300
81	254,800	272,900	305,000	330,000	385,700	285,700	321,600
82	255,100	273,200	305,500	330,300	386,000	286,100	321,900
83	255,300	273,500	305,900	330,600	386,400	286,400	322,200
84	255,600	273,700	306,400	330,800	386,700	286,700	322,500
85	255,800	273,900	306,700	331,000	387,000	287,000	322,800
86	256,000	274,100	307,200	331,200	387,300	287,300	323,100
87	256,300	274,400	307,700	331,500	387,600	287,600	323,400
88	256,600	274,700	308,000	331,800	388,000	288,000	323,700
89	256,800	274,900	308,400	332,000	388,300	288,300	324,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300	388,600	288,600	324,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600	389,000	289,000	324,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800	389,400	289,400	325,000
93	257,800	275,900	310,200	333,000	389,800	289,800	325,300
94	258,100	276,200	310,600	333,300	390,200	290,200	325,600
95	258,400	276,500	311,000	333,600	390,600	290,600	326,000
96	258,600	276,700	311,500	333,800	391,000	291,000	326,400
97	258,800	276,900	311,900	334,000	391,400	291,400	326,800
98	259,100	277,200	312,300	334,300	391,800	291,800	327,200
99	259,400	277,400	312,600	334,600	392,200	292,200	327,600
100	259,600	277,700	312,900	334,800	392,600	292,600	328,000
101	259,800	277,900	313,200	335,000	393,000	293,000	328,400
102	260,100	278,100	313,600	335,300	393,400	293,400	328,800
103	260,400	278,400	313,900	335,600	393,800	293,800	329,200
104	260,600	278,700	314,300	335,800	394,200	294,200	329,600
105	260,800	279,100	314,600	336,000	394,600	294,600	330,000
106							
107							

定年前 再任用 短時間 勤務員 の職員	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額		基 給 料 月 額		基 給 料 月 額	
		円	円	円	円	円	円
	206,200	217,300	235,900	—	—	—	—

第一条 技能職員等の給与に関する規程の一報を次のよつて改正す。

第八条中「六月に支給する場合には廿一・五、十一月に支給する場合には廿六の百十」を「廿分の廿六・一一五」に改め。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規

程」という。) の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の技能職員等の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行事項)

4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

議会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十五日

青森県議会議長 工藤慎康

青森県議会告示第六号

青森県議会会議規則の一部を改正する規則

青森県議会会議規則(昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第百二十四条及び第百二十五条を次のように改める。

(電子情報処理組織による通知等)

第百二十四条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行なうこ

とができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方法による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第十四条、第二十一条、第四十一条第三項、第九十条第一項、第九十一条第一項及び第百十九条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方、磁気的方その他人の知覚によつては認識することができない方)で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものとみなす。当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいざれか早い時)に当該者に達したものとみなす。

5 議会等に對して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行なう場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかるわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に對して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に對して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が

定める場合には、議長が定めるといふにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第一百二十五条 この規則の規定（第二十九条第一項（第八十五条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存する」と（次項において「作成等」と云ふ。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるといふにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うこととがである。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するいの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するいの規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一六一（初任給調整手当）の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和七年十一月十五日

人 事 委 員 会

期間の区分	職員の区分	1 種					2 項職員	3 項職員
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 滿		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
1 年以上 2 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
2 年以上 3 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
3 年以上 4 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
4 年以上 5 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
5 年以上 6 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	70,000
6 年以上 7 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	70,000
7 年以上 8 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	70,000
8 年以上 9 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	70,000
9 年以上 10 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	70,000
10 年以上 11 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	67,000
11 年以上 12 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	64,000
12 年以上 13 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	61,000
13 年以上 14 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	58,000
14 年以上 15 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,900	55,000
15 年以上 16 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	52,000
16 年以上 17 年未満		417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	33,500	49,000
17 年以上 18 年未満		408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	46,000
18 年以上 19 年未満		404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	44,000
19 年以上 20 年未満		400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	42,000
20 年以上 21 年未満		395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	40,000
21 年以上 22 年未満		381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	38,000
22 年以上 23 年未満		365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	36,000
23 年以上 24 年未満		348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	34,000
24 年以上 25 年未満		332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	32,000
25 年以上 26 年未満		315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	30,000
26 年以上 27 年未満		298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	28,000
27 年以上 28 年未満		280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	27,000
28 年以上 29 年未満		263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	26,000
29 年以上 30 年未満		245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	25,000
30 年以上 31 年未満		227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	25,000
31 年以上 32 年未満		209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	25,000
32 年以上 33 年未満		190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	25,000
33 年以上 34 年未満		171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	25,000
34 年以上 35 年未満		152,100	118,800	86,300	45,200	18,700	18,700	25,000

人事委員会規則七一六一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員	3項職員
		円	円
1年未満		36,500	49,000
1年以上2年未満		36,500	49,000
2年以上3年未満		36,500	49,000
3年以上4年未満		36,500	49,000
4年以上5年未満		36,500	49,000
5年以上6年未満		36,500	49,000
6年以上7年未満		35,200	49,000
7年以上8年未満		34,000	49,000
8年以上9年未満		32,700	49,000
9年以上10年未満		31,400	49,000
10年以上11年未満		30,200	46,900
11年以上12年未満		28,900	44,800
12年以上13年未満		27,700	42,700
13年以上14年未満		26,400	40,600
14年以上15年未満		25,400	38,500
15年以上16年未満		24,400	36,400
16年以上17年未満		23,500	34,300
17年以上18年未満		22,500	32,200
18年以上19年未満		21,500	30,800
19年以上20年未満		20,500	29,400
20年以上21年未満		19,500	28,000
21年以上22年未満		19,100	26,600
22年以上23年未満		18,700	25,200
23年以上24年未満		18,000	23,800
24年以上25年未満		17,600	22,400
25年以上26年未満		17,200	21,000
26年以上27年未満		16,700	19,600
27年以上28年未満		16,300	18,900
28年以上29年未満		15,800	18,200
29年以上30年未満		15,500	17,500
30年以上31年未満		15,300	17,500
31年以上32年未満		14,800	17,500
32年以上33年未満		14,200	17,500
33年以上34年未満		13,600	17,500
34年以上35年未満		13,100	17,500

この規則は、公布の日から施行し、改正後的人事委員会規則七一六五（初任給調整手当）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十一月十五日
青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則を「」に公布する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十一月十五日
青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を次のように改める。

第十四条第一項第一号中「百分の百二十二以上百分の三百七・五」を「百分の百三十五以上百分の三百三十」に、「百分の百四十六以上百分の三百六十七・五」を「百分の百五十四・五以上百分の三百九」に改め、同項第一号中「百分の百

十五以上百分の百二十二」を「百分の百十九以上百分の百三十・五」に、「百分の百三十一・五以上百分の百四十六」を「百分の百四十以上百分の百五十四・五」に改め、同項第三号中「百分の九十九・五」を「百分の百七」に、「百分の百十九・五」を「百分の百二十七」に改め、同項第四号中「百分の九十二」を「百分の百十九・五」に、「百分の百十」を「百分の百十七・五」に改める。

第十四条の二第二項第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同項第三号中「百分の四十八・五」を「百分の五十・五」に、「百分の五十八」を「百分の六十七・五」に改める。

第十四条の三第二項第一号中「百分の八十五以上百分の二百五十五」を「百分の九十二・五以上百分の二百七十七・五」に改め、同項第二号中「百分の七十七・五」を「百分の八十五」に改め、同項第三号中「百分の七十二」を「百分の七十八・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七一八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百三十・五以上百分の三百三十」を「百分の百二十六・二五以上百分の三百十八・七五」に、「百分の百五十四・五以上百分の三百九十」を「百分の百五十・二五以上百分の三百七十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の百十九以上百分の百三十・五」を「百分の百十四・七五以上百分の百二十六・二五」に、「百分の百四十以上百分の百五十四・五」を「百分の百三十五・七五以上百分の百五十・二五」に改め、同項第三号中「百分の百三・二五」に、「百分の百二十七」を「百分の百二十三・二五」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五」を「百分の九十四・七五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十三・七五」に改める。

第十四条の三第一項第一号中「百分の九十二・五以上百分の二百七十七・五」を「百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の八十五」を「百分の八十一・二五」に改め、同項第三号中「百分の七十八・五」を「百分の七十四・七五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和七年十二月十五日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第十三号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「三万円」を「三万二千五百円」に改める。
附則第五項中「六万七千円」を「八万六千三百円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 森 県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭